

平成29年12月定例会 福祉環境委員会委員長報告

20番 若林 祥でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

福祉環境委員会に付託されました12件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第 108号 長野市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例について申し上げます。

市では、皐月保育園の移転改築に伴い、新たに（仮称）皐月かがやきこども園を設置し、現在、平成30年4月からの開園に向けて、園舎の建設工事及び教育・保育課程作成等の事務作業を進めているとのことであります。

（仮称）皐月かがやきこども園は、市内の公立園では初めての幼保連携型認定こども園となることから、子供たちの集団生活による豊かな育ちなどの観点から、おやつ提供方法の検討も含め、今後の教育・保育行政の事業展開において、先進的なモデル園を目指して運営に取り組んでいくよう要望いたしました。

次に、議案第 111号 長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例の一部を改正する条例について申し上げます。

市では、本年10月の長野市環境審議会からの答申を踏まえ、市民と本市への来訪者の安全と快適な生活環境を守っていくため、道路等における喫煙について規制を強化していく必要があると判断し、平成23年4月に施行した「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」を改正したいとのことあります。

主な改正内容には、新たに、歩行喫煙を禁止するとともに、重点地区の指定、重点地区内における禁止行為、重点地区に適用される罰則規定の追加などが盛り込ま

れていますが、市民一人一人の自覚の下で、より一層のマナー向上を促進することにより、ごみのないきれいなまちづくりの実現が求められるところです。

については、条例改正の趣旨が罰則規定の適用を目的としたものではないことも含めて、市民への周知・啓発を徹底するとともに、分かりやすい案内表示による喫煙所を適切に設置するなど喫煙者に配慮した環境づくりや、心理的な抑止効果も期待できる巡回指導の実施等の取組を進めていくよう要望いたしました。

さらに、重点地区を指定する場合は、十分に検討した上で、慎重に行っていくよう併せて要望いたしました。

次に、保健福祉部の所管事項について申し上げます。

長野赤十字病院の建替えについてであります。

本年6月市議会定例会において、長野赤十字病院建替えに関する諸課題を長野市と同病院で包括的に協議する場の設置を求める請願が提出され、全会一致で採択いたしました。

これを受けて市では、7月12日に長野赤十字病院建替え検討会議を設置して、病院施設の老朽化の現状など諸課題について調査を行うとともに、建替え候補地等の協議を進めており、本委員会においても、長野赤十字病院の現状と課題について調査するため、11月7日に現地視察を実施したところであります。

市からは、これまでの協議経過と共に、現病院敷地内での建替えは、施設移転時の診療機能の低下や患者等の利便性等の点から難しいこと、また、建替えの候補地としては、市内の4つの公的病院の配置バランスや本市の医療提供体制の維持・確保の面などから、現在地周辺での検討を進めており、本年度中に方向性を決めたいとの報告がありました。

病院建設は長野赤十字病院の事業ではありますが、病院を利用する患者のうち約8割が長野市民であることに加え、本市を含む北信地域の救急医療や県内の災害医療の拠点病院となっていることを踏まえ、建替え候補地については、それらの役割を認識した上で検討するとともに、その過程を明確にしながら、必要に応じて議会への説明を行い、早期に対応していくよう要望いたしました。

次に、こども未来部の所管事項について申し上げます。

長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドラインについてであります。

市では、平成30年4月からの放課後子ども総合プラン有料化に合わせて、事業の各実施場所における運営の手引きとしてガイドラインを策定中で、現在、素案について各校区の運営委員長や事業者、各施設の職員から意見募集を行っているとのこととあります。

ガイドラインの策定に当たっては、各実施場所の意見を十分に聴いた上で、放課後児童支援員等が長く従事していけるような配慮も含め、現場の実情を踏まえたものとするよう要望いたしました。

また、ガイドラインの実効性を担保する観点から、市が、事業者の自己評価の結果を把握して、以降の運営に生かすとともに、各実施場所の主任的な立場にある職員間の交流・情報交換などを通じて、事業の全体的な底上げを図るよう併せて要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第38号 介護労働者の労働環境改善及び処遇改善の実現を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「介護労働者の実態が非常に厳しいという認識は一致している。国庫負担割合を増やさない限り、介護サービス利用者や自治体の負担が増えることになる。全国市長会からも国に求めている国庫負担割合の引上げについて長野市議会としても意見を上げるべきである。」、「将来にわたり介護サービスの水準を維持するため、今この段階で国の負担割合を引き上げながら、介護労働者の大幅な処遇改善をしていかないと、2025年問題を解決できないと思う。」、「国では勤続10年以上の介護職員の給与を引き上げる動きがあるが、10年に至る前に離職してしまう問題の解決にはならない。新しく介護職に就く人たちがきちんと働いていける環境をつくらなければならないと思う。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「介護施設の定員の充足率が高ければ、もっと介護報酬が増えると思うが、需要と供給のバランスという問題がある。」、「介

介護保険制度は毎年改正されて非常に複雑なシステムになっており、事務量がどんどん増える上に、人件費の増加に伴い経営も圧迫されているというのが現状であり、介護施策全体の中で抜本的な見直しを求めるべきではないか。」、「国は、介護保険料の国民負担と介護事業所の経営のバランスや、制度の財源を考えながら、勤続10年以上の介護福祉士に対して、平均給与8万円を上げるプラス改定という方向で検討しているので、その動向を見ていくのがいいのではないか。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第39号 国保の都道府県単位化における意見書採択についての請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。